

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	養老町

養老町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 養老町役場 産業建設部 産業観光課
所 在 地 岐阜県養老郡養老町高田 7 9 8
電 話 番 号 0 5 8 4 - 3 2 - 1 1 0 8
F A X 番 号 0 5 8 4 - 3 2 - 2 6 8 6
メールアドレス sangyo@town.yoro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、カラス、ドバト、キツネ、タヌキ、イタチ、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	岐阜県養老郡養老町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ		被害なし
ニホンジカ	水稲	0.03ha 37千円
	麦類	0.05ha 23千円
	果樹	0.05ha 140千円
	野菜（人参、南瓜等）	0.05ha 80千円
ニホンザル	果樹	0.30ha 72千円
	野菜	0.50ha 130千円
	イモ類	0.03ha 100千円
ヌートリア	水稲	0.04ha 50千円
	野菜	0.02ha 165千円
アライグマ	果樹	0.01ha 10千円
タヌキ	果樹	0.01ha 10千円
ハクビシン		被害なし
その他（キツネ・イタチ・アナグマ）		被害なし
カラス	水稲	0.15ha 140千円
	飼料作物	0.02ha 35千円
	野菜	0.20ha 200千円
ドバト	水稲	0.05ha 65千円

（２）被害の傾向

①イノシシによる被害は捕獲頭数の減少、集落周辺及び農地への目撃が減少していることから、農作物被害は減少傾向にある。

依然として奥地に生息している可能性があるものの、平成３０年度に発生した、ＣＳＦ（豚熱）感染イノシシの増加により個体数は大幅に減少していると思われ、経過を視る必要がある。

②ニホンジカによる被害は、中山間地域を中心に年間を通して発生している。

近年では鳥獣の侵入防止柵の整備により、水稻・果樹等の被害が減少傾向にあるが、柵のない地域からの流入、柵より内側でのコロニーの形成等により大規模な水稻・果樹の被害よりも家庭菜園などの小規模な被害報告が増加している。

③ニホンザルによる被害は、年間を通して発生し、野菜・果樹の食害が中心となっている。

群れによる大規模な被害報告はなく、販売を目的とした果樹・野菜等はネットや柵などの自衛策によって被害は減少しているが、中山間地域である集落への進出が目立つようになり、干し柿、タマネギ、ジャガイモなどの自家消費分への被害が増加している。

近年は、はぐれザルの目撃が山間地域から離れた平野地域でも多発し、農作物への被害だけでなく、子どもたちが襲われないかといった地域住民の不安が表面化している。

④ヌートリアによる被害は、養老町全域で増加している。

田植え後の新芽の食害だけでなく、用水路の畦に巣穴を掘り、畦・堤防の破壊等の被害が大きく、通年にわたって被害防止捕獲を実施している。

⑤アライグマ・キツネ・タヌキ・イタチ・ハクビシン・アナグマによる被害は主に果物（柿等）、野菜への食害が目立っている。また、農作物以外にも民家へ侵入して器物破損等の被害も増加している。

⑥カラスによる被害は近年増加傾向にある。

農作物については収穫時期に発生しており、また、集落の中にまで入り込んでいることから糞による田畑や民家への被害が増えている。

被害防止捕獲を実施しているが、集落内では銃による捕獲が出来ないため、対応に苦慮している。

⑦ドバトもカラス同様に被害が増加し、近年、糞による農作物並びに民家（洗濯物等）への被害報告や捕獲要請も多数寄せられているが、こちらも集落内で銃捕獲ができずに対応に苦慮している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ被害額 被害面積	0千円 0.00ha	30千円 0.10ha
ニホンジカ被害額 被害面積	280千円 0.18ha	196千円 0.12ha
ニホンザル被害額 被害面積	302千円 1.10ha	210千円 0.77ha
ヌートリア被害額 被害面積	215千円 0.0ha	150千円 0.0ha
アライグマ被害額 被害面積	10千円 0.01ha	5千円 0.01ha
タヌキ 被害額 被害面積	10千円 0.01ha	5千円 0.01ha
ハクビシン被害額 被害面積	0千円 0.00ha	0千円 0.00ha
その他（キツネ・イタチ・アナグマ） 被害額 被害面積	0千円 0.00ha	0千円 0.00ha
カラス被害額 被害面積	375千円 0.55ha	262千円 0.38ha
ドバト被害額 被害面積	80千円 0.10ha	50千円 0.07ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 養老郡猟友会と連携をし、捕獲体制の構築を図ってきた。 ・ 捕獲に関しては、銃器、箱おり、くくりわな、を使用している。 ・ 捕獲後の処理は、猟友会により焼却及び埋葬している。 ・ 狩猟者の減少・高齢化により猟友会員数の確保のため、新たに狩猟免許を取得した際にかかった経費の一部を支援する、養老町狩猟免許取得支援補助金を活用し取得した方に対して支援を実施。 ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、野生鳥獣保護管理推進事業（ニホンジカ個体数調整）等の国・県補助事業を活用し捕獲圧の向上を図っている。	狩猟者の減少・高齢化により十分に捕獲のできない地域が今後出てくる恐れがあり、狩猟免許を持つ捕獲従事者の育成が急務であることから、狩猟者の確保が課題となる。
防護柵の設置等に関する取組	・ 養老町有害獣防護施設設置事業補助金で、個人が設置する有害獣防護施設（電気柵・網ネット柵等）にかかる資材費用の2分の1（千円未満切り捨て）を町が負担している。ただし、20万円を限度としている。 ・ 鳥獣被害防止総合対策支援事業を活用し、鳥獣侵入防止柵の設置を進めている。	鳥獣侵入防止柵の未設置地区を中心に地域ぐるみで柵の設置、管理維持等を行うよう周知していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	農業者等を対象に研修会を開催し、町が取り組んでいる鳥獣害対策を説明するとともに放任果樹や食物残渣の除去、捕獲と防護による被害防止対策の普及啓発に努めた。	研修会で周知しているものの放任果樹や食物残渣の除去が行われず、農作物等の被害発生の要因となっているため、今後も対象鳥獣を農地や集落に近づかせない対策の普及啓発に努める必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ・ 鳥獣侵入防止柵のない地区での柵設置の推進。
- ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、野生鳥獣保護管理推進事業（ニホンジカ個体数調整）等の国・県補助事業を活用した、有害鳥獣の捕獲活動は継続しつつ、ニホンザル・カラスの追払い等の地域住民主体とした被害防止活動の推進。
- ・ アンケート等を通じた被害状況の把握、効率的な被害防止活動の提案。
- ・ 講演会や説明会を行い、地域住民への啓発活動を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

養老町有害鳥獣捕獲隊員	各自治会長等からの被害報告・捕獲依頼を町が受け、養老郡 猟友会会員から編成した有害鳥獣捕獲隊員に対し許可証及び 従事者証を発行し、捕獲隊員が捕獲処理を行う。
-------------	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度 ～R8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンサル ヌートリア アライグマ カラス ドバト キツネ タヌキ イタチ ハクビシン アナグマ	・捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めるとともに免許取得のための周知を養老郡猟友会と連携を行い、狩猟者の育成・確保等を進めていく。 ・農業者および住民を対象とした講演会、説明会を開催し、防護柵の適切な設置・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

○捕獲実績

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度（見込）
イノシシ	5頭	2頭	5頭
ニホンジカ	275頭	225頭	242頭
ニホンザル	23頭	20頭	17頭
ヌートリア	90匹	157匹	64匹
アライグマ	28匹	29匹	38匹
カラス	387羽	784羽	336羽
ドバト	27羽	13羽	8羽
キツネ	38匹	23匹	18匹
タヌキ	131匹	155匹	131匹
イタチ	38匹	44匹	33匹
ハクビシン	36匹	61匹	42匹
アナグマ	23匹	23匹	20匹

イノシシについては、捕獲個体数は減少傾向にある。令和元年度以降は極端に減少しているが、これはCSF（豚熱）感染イノシシの影響であり、例外とみるべきである。しかしながら、CSFにより個体数は一時的に減少したが、ワクチン散布で抗体を持ち、個体数増加に転じると考えられるため、捕獲計画数を20頭とする。

ニホンジカについては減少傾向にあるとはいえ、過去3年を見ても200頭以上捕獲している。このことから継続的に捕獲圧の維持をしていく必要があるため、捕獲計画数を250頭とする。

ニホンザルについても捕獲個体数は減少しているが、目撃情報は年々増えてきており、農作物被害の増加、今後は人的被害も予測されることに加え、捕獲による忌諱効果の意味も含めて積極的な捕獲や大型檻設置等を行うことし、捕獲計画数を50頭とする。

ヌートリアについては、銃猟が主流であり、銃所有者が減少していることから捕獲数が落ち込んでいたが、捕獲を推奨したところ捕獲数が増加した。今後、100～150頭前後で推移すると思われる。農作物だけでなく、畦・堤防などに被害があり捕獲依頼数も多いことから、捕獲計画数を150匹とする。

アライグマ・キツネ・タヌキ・イタチ・ハクビシン・アナグマについては、主に罠や檻による捕獲が主流である。農作物被害だけでなく、住宅に侵入して器物を破損させる、また洗濯物に糞をする等の被害も報告されており対策を打つ必要が高いため、捕獲頭数を40頭とする。タヌキは過去の捕獲実績より130頭とする。

カラスについては、銃の保持、地域住民の無理解から警察に通報される等、捕獲が敬遠されてきたが、捕獲を推奨したところ、3年間平均で500羽近くの捕獲が出来ている。捕獲や住民の対策等もあり、被害は減少しているが、今後も同等の捕獲数を維持していく必要があるため、捕獲計画数を800羽とする。

ドバトについては、近年、糞による農作物被害や住宅等への被害（主に洗濯物）報告や捕獲要請を受ける等増加傾向にあるため、捕獲計画数を50羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	250頭	250頭	250頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ヌートリア	150匹	150匹	150匹
アライグマ	40匹	40匹	40匹
カラス	800羽	800羽	800羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
キツネ	40匹	40匹	40匹
タヌキ	130匹	130匹	130匹
イタチ	40匹	40匹	40匹
ハクビシン	40匹	40匹	40匹
アナグマ	40匹	40匹	40匹

捕獲等の取組内容
対象としている有害鳥獣については、銃器・わなを使用して、愛鳥週間（5月10日～5月16日、河川でのガン、カモ及びハクチョウ類の生息調査日、狩猟期間【11月1日～2月15日（イシ・シハは3月15日まで狩猟期間延長）】及びその前後各15日を除く期間において、被害発生時に対処捕獲を行う。 対象区域は養老町全域である。 捕獲方法は、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ヌートリア・キツネ・タヌキ・イタチ・ハクビシン・アナグマについては、箱おり（クマの誤捕獲防止のため、上部に脱出口最短幅30cm以上の穴を設ける）・くくりわな（くくりわなの輪の直径12cm以下及び締め付け防止金具及びよりもどしが装着されている物、ワイヤーの直径4mm以上を使用する）を使用して捕獲し、ともに止め指しで銃器または電気ショックを使用する。 とらばさみについては緩衝材を使用している場合のみ利用を可とする。 カラスについては、銃器及び許可のある場合は網を使用して捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃による捕獲は、主に散弾銃を使用するが、イノシシの様に体幹の大きい動物ではうまく仕留められないため、3名の猟友会員のみであるが、イノシシ限定でライフル銃を使用することがある。 なお、捕獲時期については上記の取組内容と同じであり、また捕獲予定場所は主に養老地区、上多度地区、日吉地区の山沿い区域である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
イノシシ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ニホンジカ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ニホンザル	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ヌートリア	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
アライグマ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
カラス	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外
ドバト	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外
キツネ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
タヌキ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
イタチ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ハクビシン	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
アナグマ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～8年度	ニホンザル	・花火等による集落ぐるみの追い払いを啓発する。 ・ドローン等による追い払い実証実験を実施する。
6年度 ～8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・養老町の担い手や農事改良組合長にアンケートを行うなど被害実態・生息状況の把握に努める。 ・農業者および住民を対象とした研修会を開催し、侵入防止柵の適切な設置・維持管理の啓発、追上げ・追い払い、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

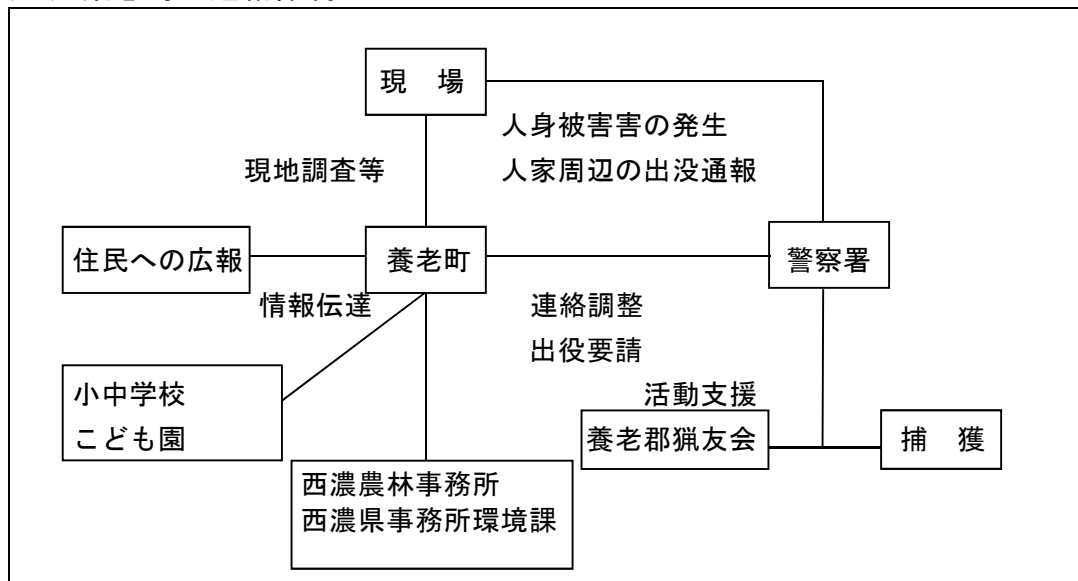
年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度 ～R8年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ カラス ドバト キツネ タヌキ イタチ ハクビシン アナグマ	・花火等による集落ぐるみの追い払いを啓発する。 ・農業者及び住民を対象とした防護柵の適切な設置。 ・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任、果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西濃農林事務所	対応の協議
西濃県事務所 環境課	対応の協議、捕獲方法の検討
養老警察署	緊急パトロール、周辺住民の安全確保
養老郡猟友会	緊急パトロール及び緊急捕獲
養老町産業建設部 産業観光課	緊急パトロール 住民への注意喚起、関係機関への情報伝達
養老町教育委員会 教育総務課	生徒対策（学校等への連絡）
養老町住民福祉部 子ども課	児童対策（保育園等への連絡）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後猟友会によって解体・梱包の上、焼却施設に持ち込み処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	捕獲した鳥獣は、焼却処分しているため、食品等としての利活用を行っていない。 今後、食品等として活用すべきか検討していく。
ペットフード	
皮 革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

現在はなし。今後検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在はなし。今後検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	養老町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
養老町役場 産業建設部 産業観光課（令和3年4月1 日より名称変更）	有害鳥獣被害対策協議会の事務運営、各種機関と の連絡・調整を行う。
養老郡猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助 言を行う。また、鳥獣捕獲を実施する。
西濃農林事務所 （オブザーバー）	有害鳥獣関連情報に関する提供と普及指導を行 う。
西美濃農業協同組合	被害情報の提供と普及指導を行う。
養老町森林管理委員会	山林に関する情報提供、被害防止技術の情報交換 を行う。
その他団体（地区協議会）	鳥獣被害防護柵の設置後の維持管理、農作物及び 人的被害防止活動を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西濃農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
西美濃農業協同組合	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
養老町人・農地プランに掲げ る養老町の担い手	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。 また、適切な防護柵等の設置を実践する。
養老町農事改良組合長	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。 また、適切な防護柵等の設置を農家に施す。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員（産業観光課）によって構成され、猟友会による捕獲活動の支援の ほか、その他有害鳥獣被害防止対策に関する業務を行う
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・各地区の集落ぐるみで被害防止への取り組みを行っていく。
